

令和2年10月30日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下勝之

「母体保護法の施行について」の一部改正について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省は日本医師会からの疑義照会「母体保護法第14条第1項第2号において、強姦性交の加害者の同意を求める趣旨ではないと解してよいか」を受けたことを踏まえ、同法第14号第1項第2号の趣旨を明らかにするために、既発出である厚生事務次官通知の一部を別紙の通り改正し、各自治体宛に改正した厚生労働事務次官通知を通知し、本会にも通知がございました。

下記改正概要につきまして、会員の先生方にご案内いただくなど、情報をご活用頂きますよう、よろしく願いいたします。

＜改正の概要＞

- ・母体保護法第14条第1項第2号において、強姦性交の加害者の同意を求める趣旨ではないと解して問題ありません。
- ・本号に該当しない者に対して、中絶の適応理由として、この規定による安易な中絶を行うことがないよう留意する旨の、表記が変更されました。
- ・「強姦罪」→「強姦性交等罪」に表記を変更しました。

【通知等一覧】

(資料1) (本会宛)「母体保護法の施行について」の一部改正について

(令和2年10月20日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)

(資料2) (別添通知)「母体保護法の施行について」の一部改正について (通知)

(令和2年10月20日厚生労働事務次官通知)

(資料3) 新旧対象表

(資料4) (別添1) 母体保護法に係る疑義について (照会)

(令和2年8月24日日医受第1700号)

(資料5) (別添1) 母体保護法に係る疑義について (回答)

(令和2年8月28日子母発0828第2号)

(資料6) (別添3)「母体保護法の施行について」の改正後全文 (通知)

(令和2年10月20日厚生労働事務次官通知)

新旧対象表

下線部分が改正部分

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生省発児第 122 号 平成 8 年 9 月 25 日 <u>(一部改正 令和 2 年 10 月 20 日)</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 政令市市長 中核市市長 特別区区长</p> <p style="text-align: right;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">母体保護法の施行について</p> <p>(略)</p> <p>第 2 人工妊娠中絶について 1・2 (略) 3 人工妊娠中絶の対象 (1) (略) (2) 法第 14 条第 1 項第 2 号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。ただし、<u>本号に該当しない者が、この規定により安易に人工妊娠中絶を行うことがないよう留意されたい</u>こと。</p> <p>なお、本号と刑法の<u>強制性交等罪</u>の構成要件は、おおむねその範囲を同じくする。ただし、本号の場合は必ずしも姦淫者について<u>強制性交等罪</u>の成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">厚生省発児第 122 号 平成 8 年 9 月 25 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 政令市市長 中核市市長 特別区区长</p> <p style="text-align: right;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">母体保護法の施行について</p> <p>(略)</p> <p>第 2 人工妊娠中絶について 1・2 (略) 3 人工妊娠中絶の対象 (1) (略) (2) 法第 14 条第 1 項第 2 号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。ただし、<u>この認定は相当厳格に行う必要があります、いやしくもいわゆる和姦によって妊娠した者が、この規定に便乗して人工妊娠中絶を行うことがないよう十分指導されたい</u>こと。</p> <p>なお、本号と刑法の<u>強姦罪</u>の構成要件は、おおむねその範囲を同じくする。ただし、本号の場合は必ずしも姦淫者について<u>強姦罪</u>の成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>